

事務連絡  
令和2年10月6日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく  
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日  
並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)に関し、令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の対象となる事務手続の一覧等について、内閣府大臣官房番号制度担当室において別紙のとおり整理され、情報提供がございましたのでお届けします。

貴課におかれては、各所管手続について、適切に対応いただくとともに、管内の市区町村に対して周知をお願いします。

また、本格運用開始日は、令和2年10月8日とされていますので、併せてお知らせします。

なお、障害保健福祉制度においては、令和2年10月8日以降に引き続き試行運用の対象となる事務手続はございません。